

武庫ノ台ゴルフコース

2026年度 年次登録者募集の案内

《募集概要》

【有効期間】	2026年4月1日～2027年3月31日 ※有効期間の途中で年次登録者の権利を付与された場合には、有効期間は当該付与日から2027年3月31日までとなります。		
【登録料】※消費税込	全日登録者 21,120円		
【年次登録者プレー料金】	平日	3月～6月、9月～12月	7,800円
※消費税・		7月～8月、1月～2月	6,800円
ゴルフ場利用税込、	土日祝日	3月～6月、9月～12月	13,500円
ゴルフ振興基金込		7月～8月、1月～2月	10,800円
※指定昼食付	※上記料金はレギュラータイムの1ラウンド3バッグまたは4バッグ、セルフプレー時の年次登録者プレー料金です。2バッグの場合はお一人様につき、平日は1,100円、土日祝日は2,750円が別途かかります。バッグ割増料金はいずれも消費税込の料金です。 ※指定昼食付とはゴルフ場指定の昼食となり他のメニューをご注文の場合は差額が発生します。 ※電話またはPGM Web以外からのご予約（本登録者が同伴者である場合を含みます）は、年次登録者プレー料金の対象外となります。		
【年次登録者プレー料金対象除外日】	※2026年4月27日～4月28日、4月30日～5月1日、8月10日、8月12日～8月14日及び2026年12月28日～2027年1月2日は、年次登録者プレー料金の対象外となります。		
【お申し込み方法】	・年次登録者の登録申込には、PGMロイヤルティプログラム会員への事前のご登録が必要です。 ・年次登録契約書の内容を十分にご確認頂きまして、当該契約書の申込内容に必要事項をご記入の上ゴルフ場へご提出ください。登録料の入金確認後に年次登録者としてプレーできます。		
【特典】	1) 武庫ノ台ゴルフコース内でのみ使用できるクラブハンディキャップの取得が可能です。 ※クラブハンディキャップの取得には、2年以内に武庫ノ台ゴルフコースにてプレーした際のスコアカード3枚のご提出が必要です。 2) 年次登録者競技会に参加できます。（毎月開催予定） ※天候により開催できない月がございますのでご了承下さい。		

武庫ノ台ゴルフコース

〒651-1503 兵庫県神戸市北区道場町生野字北山 1176-16

TEL: 078-904-7012 E-mail: yoyaku_mukonodai@pacifigolf.co.jp

武庫ノ台ゴルフ株式会社 武庫ノ台ゴルフコース
2026年度年次登録契約書

年次登録者のご登録を希望される方は、以下の契約内容を十分に確認いただき、武庫ノ台ゴルフコースの年次登録者への登録契約をお申込み下さい。
但し、お申込は個人かつ18歳以上の方に限るものとします。
本契約書第2条のとおり、登録が承認され、かつ、登録料の入金が確認された場合に武庫ノ台ゴルフ株式会社との登録契約が成立します。

【申込内容】		2025年度登録	有	・	無	申込日	年	月	日
氏 名 (必須)	フリガナ	性 別	男 ・ 女			生年月日(西暦)(必須)			歳
						年	月	日	
自宅住所 (必須)	〒 ー								
連絡先電話番号 (必須)	(自宅 ・ 携帯)								
PGMロイヤルティプログラム会員のPGMカード番号 (必須) ※PGMアプリの場合はアプリ内のQRコード画面に表示される10桁の数字									
2026年度 年次登録契約有効期間						2026年4月1日から2027年3月31日まで			

- <契約条件>
1. 登録者申込
- ①武庫ノ台ゴルフコース(以下「本ゴルフ場」といいます)の年次登録者への登録を希望する方は、本契約書に定める手続きに従って登録申込を行います。
- ②登録申込者は、上記の太枠内に必要事項を記入の上、本ゴルフ場に提出するものとします。
- ③登録申込には、PGMロイヤルティプログラム会員規約に同意の上、PGMロイヤルティプログラム会員への事前のご登録が必要となります。
2. 登録者の権利・義務
- ①登録申込者の登録が承認され、かつ、武庫ノ台ゴルフ株式会社(以下「保有会社」といいます)が定める方法による登録料の入金が確認され次第、登録申込者と保有会社との間に本ゴルフ場における年次登録者(以下「本登録者」といいます)の登録契約が成立し、登録申込者に第5条に定める有効期間内において、本登録者として本契約に定める条件でプレーできる権利が付与されます。
- ②本登録者は、本ゴルフ場において、第4条に定める年次登録者プレー料金でプレーできるものとします。
- ③本登録者は、保有会社及び本ゴルフ場が定める諸規則を遵守するものとします。
- ④本登録者の権利は譲渡できません。
- ⑤本登録者は本ゴルフ場における正会員ではなく、優先的施設利用権等正会員が持つ権利を一切有しません。
3. 登録料(消費税込)
- 登録料は全日登録者21,120円とします。
4. 年次登録者プレー料金(消費税・ゴルフ場利用税、ゴルフ振興基金込、指定昼食付)
- ①年次登録者プレー料金は、平日の3月～6月、9月～12月は7,800円とし、7月～8月、1月～2月は6,800円とします。
土日祝日の3月～6月、9月～12月は13,500円とし、7月～8月、1月～2月は10,800円とします。
※指定昼食付とはゴルフ場指定の昼食となり、他のメニューをご注文の場合は差額が発生します。
※2026年4月27日～4月28日、4月30日～5月1日、8月10日、8月12日～8月14日及び2026年12月28日～2027年1月2日は年次登録者プレー料金の対象外となります。
※上記料金はレギュラータイムの1ラウンド3バグまたは4バグ、セルフプレー時の年次登録者プレー料金です。
2バグの場合はお一人様につき平日は1,100円、土日祝日は2,750円が別途かかります。バグ割増料金はいずれも消費税込の料金です。
- ②①以外のプレー形態によるプレーにかかる料金はビジター料金となります。
- ③年次登録者プレー料金でのプレーは、本登録者ご本人のみ有効です。
- ④電話またはPGM Web以外からのご予約(本登録者が同伴者である場合を含みます)は、年次登録者プレー料金の対象外となります。
5. 有効期間
- 本契約の有効期間は、2026年4月1日(第2条により登録契約が成立し、登録者の権利が付与された日がそれ以降の場合は、当該付与日)から2027年3月31日までとします。
6. 権利喪失・権利失効による解約
- ①本登録者が次の事由の一つにでも該当した場合、本登録者は登録者の権利を喪失するものとします。
- ・暴力団、暴力団員、暴力団関係企業またはその関係者(以下「暴力団等」といいます)に所属すると認められるとき。
- ・暴力団等の同伴または紹介を行ったとき。
- ・死亡したとき。
- ②本登録者が次の事由の一つにでも該当した場合には、保有会社は登録者の権利を失効させることができるものとします。
- ・他の来場者に不快な思いをさせる行為や本ゴルフ場の業務執行に支障をきたす行為を行ったとき。
- ・本契約、保有会社及び本ゴルフ場が定める諸規則に違反したとき。
- ③①もしくは②により、登録者の権利を喪失もしくは失効した場合には、当該喪失日もしくは当該失効日に年次登録契約は解約されるものとします。
7. 登録料の不返還
- 本登録者が第6条に基づき年次登録契約を解約された場合、もしくは本登録者の都合による本契約の中途解約の場合、支払い済の登録料は返還されません。但し、これら以外の場合で、相当の事由がある場合には、登録料を返還します。
8. 個人情報の取扱い
- 本契約書にご記入のお客様の個人情報は、顧客管理、宣伝広告及びアフターサービスのために利用するものとし、保有会社の親会社であるパシフィックゴルフマナージメント株式会社がホームページ等に掲げる「個人情報保護方針」(<https://www.pacificgolf.co.jp/privacypolicy/index.asp>)に従い管理いたします。
- 保有会社は、当該個人情報を公表している利用目的の範囲内で関係会社に開示する場合があります。
- 個人情報の利用中止を希望されるお客様は、本ゴルフ場までお申し出下さい。
- なお、本契約書へのご記入をもって、当該個人情報保護方針及び利用目的を確認のうえご同意いただいたものとみなします。

当社入力欄 受付・登録日	入力印	確認印	登録者No.	ロッカーNo.	登録料(税込)	その他	支配人印
年 月 日					円		